

日新火災みつわ会規約 細則

平成 20 年 4 月 1 日改訂

第 1 条（支部設置地区）

規約第 2 条の支部は次の通りとする。

支 部 名	管 轄 地 域
北海道 支部	北海道
東 北 支部	青森・岩手・山形・宮城・福島・秋田
東 京 支部	東京・神奈川・千葉・埼玉・群馬・栃木・茨城・山梨・長野
新 潟 支部	新潟
静 岡 支部	静岡
名古屋 支部	愛知・三重・岐阜
北 陸 支部	石川・富山・福井
関 西 支部	大阪・奈良・和歌山・京都・滋賀・鳥取・島根・兵庫・岡山
広 島 支部	広島・山口
四 国 支部	愛媛・香川・徳島・高知
九 州 支部	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

第 2 条（弔慰金）

規約第 5 条の弔慰金は次のとおりとする。

会員死亡の場合 10,000 円

第 3 条（中途退職者の会員資格）

規約第 6 条第 1 項第 2 号に該当する者の在職期間は、原則として 10 年以上とする。

第 4 条（会費）

1. 規約第 29 条の会費のうち、本部会費は次のとおりとする。

平成 5 年 3 月 30 日現在の会員

年額 1,000 円とする。ただし、4 月 1 日現在満 80 歳以上の会員については、これを免除する。

なお、毎年の納付に変えて 4 月 1 日現在 79 歳までの年度分の会費を一括して納付することができる。

平成 5 年 3 月 31 日以降平成 10 年 3 月 31 日迄に入会の会員

終身会費 20,000 円とし、入会時に一括納付する。

平成 10 年 4 月 1 日以降入会の会員

終身会費 30,000 円とし、入会時に一括納付する。

2. 前項第 1 号なお書き、第 2 号および第 3 号の定めにもとづき納付された本部会費は、前受会費として当年度会費と区分して保管する。

3. 第2項に定める前受会費は、毎年下記金額を当年度会費に繰り入れる。

第1項 第1号なお書き および 第2号 1,000 円

同 第3号 1,500 円

ただし、規約第8条により退会した会員の前受会費は、退会の翌年度期首に、残額を一括して当年度会費へ繰り入れる。

第5条（本部関係旅費・交通費・経費）

本部役員および監事が会務を処理するために要する次の旅費・交通費・経費は、原則として実費を支給する。

本部会議に出席するための旅費・交通費

本部を代表して各種会議、行事に出席するための旅費・交通費・経費

監事が監査のために要する交通費

ただし、については、事前に常任理事会の承認を得るものとする。

(昭和37年7月10日制定)(平成10年4月1日改訂)(平成11年4月1日改訂)

(平成14年4月1日改訂)(平成15年4月1日改訂)(平成20年4月1日改訂)